

生まれることの悪と、 生み出すことの悪

青山 拓央

一 はじめに

「生まれることを肯定できるのか」というのが、第二回「現代と親鸞」公開シンポジウムの全体のテーマであった。とはいえ、このことについて急に何かを述べても——すべて肯定されるのだとか否定されるのだとかいきなり述べても——実人生を送る個々人にとっては余計なお世話になりかねない。いまから私にできるのは、生まれることを肯定する人にとっても、そうでない人にとっても、狭い意味での「反出生主義」に見るべき価値があるのを示すことであり、また、人間の出生に関する特異な問題をそこから引き出すことである（その過程で、墮罪により出生の意図をもたさ

れてしまった人間たちの物語として『創世記』を読み直す。最終節では、避けるべき罪、背負うべき罪、奇跡という三つの側面を、出生をめぐる実践を記述するための手掛かりとして見ていこう。

それでは議論を始めるにあたり、本稿で扱う狭義の反出生主義を次のように規定する。これは私の恣意的な規定ではなく、今日、反出生主義の中心的な論点と見なされているものを簡潔にまとめた規定である。

狭義の反出生主義…生まれてくる人間当人にとっての

苦痛・苦悩のような悪に配慮し、新たな人間を生み出すことを避けるべきだという倫理的立場。

この規定において重要なのは、「生まれてくる」ことの福利的な悪と、「生み出す」ことの倫理的な悪とを明確に区別することである。前者の悪とは、生まれてくる新たな人間にとっての苦痛や苦悩のような悪であり、その悪を避けるためにこそ、われわれは子どもを生み出すことを倫理的に避けるべきだとされている。よって、この意味での反

出生主義のもとでは、生まれてくることが倫理的に悪であるとはまったく主張されておらず、そもそも、生まれてくることは当人による意図的な行為ではない（意図的な行為でない以上、それを倫理的に責めることは難しい）。

また、妊娠・出産・養育において親たちが強いられる負担——とくに母親にとってそれは非常に大きい——への考慮や、新たな人間の出生が社会や環境に何をもたらすかへの考慮は、重要ではあるが、いまは置いておく。その理由は、生まれてくる当人にとっての苦しみに目を向けた狭義の反出生主義についての議論から、話が逸れないようにするためである。それゆえ、いわゆるチャイルド・フリーの思想等は、以下の考察とほとんど関係をもたない（ただし、子どもの養育に関しては、最終節で別の観点から言及する）。

二 子どもを作り出すという「行為」

子どもを生み出すことの倫理を問うとき、「生み出す」という表現はどうしても出産の場面を想像させる。しかし、本稿の狙いにおいてはそれを、性交から妊娠・出産に至る、

意図を伴った一連の長期的な行為として捉えたい。このとき、その一連の行為は、行為者にとって回避することでもできたものであると見なされており、だからこそ、それを意図的に行なったことに責任が課されることになる（ここでは、「他行為可能性原理（PAP: principle of alternative possibility）」と呼ばれる哲学上の原理が念頭に置かれている）。

子どもを生み出すという行為のこの長期性を視野に入れたうえで、「子どもを生み出す」という表現のほかに、「子どもを作り出す」という表現を本稿では用いよう。少なくとも現代の日本においては、母親だけでなく父親も子どもを作り出した行為者であると思なされ、だからこそ、そのことの責任を負わされる。妊娠・出産・養育において親たちが強いられる負担の男女不均衡の問題は、作り出された子どもも当人にとっての苦しみの問題とは別であり、狭義の反出生主義のもとで父親もまた子どもを作り出す行為の主体であると思なすことは、この男女不均衡を軽視するものではない。

子どもを作り出すことが、その親となる者たちにとっての意図的な行為である——。これは、ヒトという生物に特

異的なことであり、ヒト以外の動物による生殖は、まず間違いない、この意味での行為ではない。ヒト以外の動物の行動に關しても、それを意図的な行為に読み替えるわれわれの解釈の視点はあり——哲学者のダニエル・デネットはそれを「志向的スタンス (intentional stance)」と呼ぶ⁽¹⁾——

その視点に立てば、鳥が獲物をしとめたり、猿が交尾をしたりすることも意図的な行為と見なしうるだろう。しかし、この視点に立つてもなお、子どもを作り出すという一連の長期的な行為を、彼らが意図的に実践しているとは考えがたい。言い換えるなら、生物全体において人間だけが、生殖において異様な実践 (意図的に子どもを作り出すこと) を積み重ねており、そして、反出生主義の問題というのはこの異様さと一体の問題なのである。

この点については、すこし前に私はある論稿を出版した⁽²⁾。関心のある方にはぜひ全文を読んで頂きたいが、いまは次の一文のみを引いて簡単な説明を付け加えておこう。

性交という一つの行為に、不確定性をもった出生への意図と、性的衝動の充足への意図という原理的には独

立した二つの意図が絡み合っていることが、人間という生物の在り方を他の生物には見られない仕方複雑にしている。

(二四頁)

この二つの意図の絡み合いは、人間という生物の在り方を複雑にしているだけでなく、より苦しみのあるものにもしていると言える。そこでは性交という一つの行為に、出生への意図と性的充足への意図が同時に結び付けられているわけだが、いずれの意図に基づく行為にも固有のコントロール不可能性があり、このことが状況をより厄介なものにしているからだ。(前掲の拙論に記した通り、村田沙耶香の小説『消滅世界』(河出文庫、二〇一八年)は、この絡み合いが解きほぐされたときに世界がどのように変わるのかを描いた小説として読むことができる。)

性交から妊娠・出産に至る過程には多くの不確定性があり、日常の行為と同様のレベルでは、子どもを作り出すことを行為とは見なしがたい。それは日常の行為と比べて、コントロールしきれない部分があまりに多い——。にもかかわらず、実際に子どもが作り出されたときには、それは

意図的な行為であったと見なされることになるだろう。つまり、大多数の社会では、「意図的に」子どもを作り出したことの責任を親たちは負わされることになるだろう。私はここにある論点を、特殊な『創世記』解釈のもとで浮き彫りにできると考えているが——その解釈によれば、人間たちは罪を犯したことで、子どもを作り出すことを行為にさせられてしまった——このことについては本稿の後半で述べることにしたい。

	すべての 出生について	一部の 出生について
生まれることの 福利的な悪	〈B〉	〈W〉
生み出すことの 倫理的な悪	↓ 〈A〉 結論	

三 狭義の反出生主義

私の理解では、近年話題になっている狭義の反出生主義は大きく二種類の論脈に分かれている。それは図に描かれた二つの矢印、つまり、〈B〉から〈A〉に至る論脈と〈W〉から〈A〉に至る論脈の二つとして理解することができる⁽³⁾。

なお、〈A〉において倫理的に悪であるとされているのは、あくまで生み出すこと（作り出すこと）であって、生まれてくることではない点は注意が必要だ。〈A〉のもとで倫理的に責められるのは、生み出した側の親たちであって、生まれてくる子どものほうではない。

〈B〉から〈A〉に至る第一の論脈を、文章化すると次のようになる。ここでは「つねに」との表現で、〈B〉と〈A〉がいずれも、すべての事例に関わるものであることが言い換えられている。

第一の論脈…生まれてくることは、生まれてこないことに比べて、つねに、その当人にとって福利的に悪である（苦である）。新たな子どもを作り出すことは、福利的な悪を他者（その子ども）にもたらしことであるから、倫理的に悪である。よって、つねに、それはすべきでない。

反出生主義の近年における隆盛はデイヴィッド・ベネターの著書や論文によって勢いづけられたところが大きい

が、とりわけ、彼の提出した「非対称性に基づく議論」は近年の論争の中心にある。⁽⁴⁾そして、その議論もまた、いま見た第一の論脈のバリエーションの一つと言ってよい。

しかしながら本稿では、非対称性に基づく議論を独立に検討することはしない。⁽⁵⁾この議論に関してはすでに十分な批判がなされており、私から新たに付け加えるべき批判は現状ではとくにないためである。さらに、正直に述べてしまえば、哲学的な観点からも実践的な観点からも、非対称性に基づく議論に私はあまり関心をもっていない。そこでは、生まれてくることの福利的な悪について狭量な定義が——人生のなかで一度ひざを擦りむいただけでも適用されてしまうような定義が——なされており、少なくとも私には、その定義のもとで出生の問題をリアルなものとして論じることができない。

とはいえ、非対称性に基づく議論のようなややアクロバティックな議論を経ることなく、すべての出生について生まれてくることが福利的に悪であると立証することはきわめて困難であろう。幾人もの人々が生々しく人生の苦しみを語ったとしても、彼らが人類の一部にすぎない以上、も

ちろんその立証はされていない。そしてもし、超越的観点、あるいは宗教的観点からそうした立証がある程度できるのだとしても、そうした立証を提示することにどんな意義があるのかは考えておくべき問題だ。「私は生まれてきてよかった」と確信している人々に向けて、わざわざそうした立証を提示してみせることが、余計なお世話でないとするば何なのか。釈迦は一切皆苦と語ったが、人生の苦しみに気づいておらず教えを求めてもない人々を引き留めて、わざわざ一切皆苦であると語ることはなかったのではないか。

次に〈W〉から〈A〉に至る、第二の論脈を見てみることにしよう。こちらでは、「ときに」と「つねに」という言葉を使うことによって、一部の事例についての事実からすべての事例についての規範が導かれていることが表現されている。

第二の論脈…生まれてくることは、生まれてこないことに比べて、ときに、その当人にとって福利的に悪である(苦である)。新たな子どもを生み出すことは、そ

の子どもの人生を原資とした一種の「賭け」により、福利的な悪を他者（その子ども）にもたらし可能性があるため、倫理的に悪である。よって、つねに、それはすべきでない。

新たな子どもを生み出す際、どんな子どもが生まれ、どんなふう to 育っていくかは、限定的にしか分からない。その子ども自身にとって、生まれてきたことは福利的に悪であると言えないものになるかもしれない。ここには親にコントロールできない運の要素が必ず絡んでおり、その意味で、新たな子どもを生み出すことには、その子ども自身の人生を原資とした「賭け」のような側面がある。子どもをもちたいという自分の欲求を満たすために、子どもという他者の人生の幸不幸を勝手に運に委ねるような側面が。

一般に、自分の欲求を満たすために他者の人生を原資とした「賭け」をその他者の許可なく行なうことは、倫理的な悪さをもっているだろう。もちろん、ここではリスクの多寡が問題であり、もし、リスクのきわめて小さな「賭

け」もこの意味で行なってはならないのだとしたら、気軽に近所を散歩することもできない（例えば、散歩中にだれかにぶつかって大けがをさせ、その人の人生を台無しにするかもしれない）。しかし、子どもを生み出すことには、生まれてくるその子どもにとって、無視できない大きさのリスクがある。しかも、そのリスクは親の側が一方的に子どもに背負わせたものである。

川上未映子の小説『夏物語』（文藝春秋、二〇一九年）には、反出生主義の側に立つ善百合子という人物が登場する。彼女によれば、子どもを作り出す親たちは皆、一種の賭けをしているように見える。その子どもが、自分自身、生まれてきてよかったと思えるような人間になるだろうということについての賭けを。

善百合子の台詞から二箇所、引用してみよう。

生まれてすぐに「……痛みだけを感じながら死んでいく子どもたちがいるでしょう。自分のいる世界がどんなところなのかを見ることもできずに、自分が何なのかを理解する言葉もたずに、ただいきなり存在させ

られて、痛みだけを感じるかたまりとして存在させられて、そして死んでいく子どもたちが「…」

(四三六頁)

痛みとしてだけ存在して、痛みとしてだけ死んでいくことになるかもしれない存在を、「…」毎日ただ死ぬことばかりを考えながら生きるかもしれない存在を、どうしてつくることができるの？ 知らなかったから？ そうなるなんて望んでいなかったから？ まさか自分が賭けに負けるなんて思ってもみなかったから？

(四三七頁)

一部の人生が当人にとって福利的に悪いものであるという〈W〉の見解は、率直にいつて否定しがたい。そして、その人生の苦しみゆえに「私は生まれてこないほうがよかった」と口にする人々も珍しくない。彼らのそうした発言に対しては、「生まれてこないほうがよかった命などない」といった特定の倫理的観点に立つ応答がなされることもあるが、われわれは、そうした応答をする前にまず、他

者の多様な苦しみについての想像力をもつべきだろう。それも、現在の自分の想像力を越えた苦しみというものが一部の他者の人生において存在している、ということについての想像力を。(とはいえ、このように言うときには、「生まれてこないほうがよかった命などない」と信じることなしには苦しみから逃れがたい人生もあるということへの想像力もたねばならないのだが。)

第二の論脈に沿った反出生主義の主張に対し、「あなたが辛い人生を送っているからといって、そんな主張をするべきではない」と批判するのは二重の意味での外れである。もし、そうした主張をした人物が辛い人生を送っていたとしたら、そのことは〈W〉の信頼性をたしかに高めてくれるだろう。第一の論脈と比べて第二の論脈では、個人の経験がはるかにものを言う。また、そうした主張をする人々のなかには、自分自身は恵まれた人生を送っているものの、他者のさまざまな人生に目を向けた結果、そのように主張せざるをえなかった人物もいる。つまり、第二の論脈においては、自分の個人的な苦しみに訴えることが正当性をもっており、同時に、自分の個人的な苦しみが少なくとも反

出生主義をとることが十分に可能である。

〈W〉を否定することによって第二の論脈を退けるためには、一部たりとも福利的に悪い（生まれてこないほうがよかった）人生はない、ということを立てなければならぬ。超越的ないし宗教的観点からそのような立証をするとはある程度可能なかもしれないが、率直に私の意見を記せば、そのような立証にはどうしても嘘が混じらざるをえないと思うし、そもそもそれは立証ではなく、〈W〉を否定することなしには生きていくことが困難な人々に向けての一つの信仰の伝達であるだろう。

狭義の反出生主義の概略については以上とするが、あと一点、二つの論脈の双方に関して投げかけられることのある次の批判について述べておく。狭義の反出生主義の主張者に対し、「だれもが新たな人間を生み出すべきではない」と主張しているのに、あなたは生きていてではないか」といった批判がときになされるが、狭義の反出生主義は、すでに開始された人生を続けるべきでないという主張ではない。

一般論として、開始させないことと続けないことは大きく異なっている。例えば、ペットといずれ別れるのが辛いので新しくペットを飼うことはしない、と考えている人物を想定してみよう。この人物は、すでにペットを飼っている人に対して飼育を中断すべきだと言いたいわけではない。むしろ、いったんペットを飼ってしまえば、けっして飼育を中断などしたくなくなる（中断することには大きな苦しみに伴う）ことも考慮に加えたうえで、そもそもペットを飼いはじめをしないとその人物は考えているはずだ。

出生に関しても同様で、いったん現実に生まれてしまえば——福利的な悪がもし多かったとしても——その人生を中断することには大きな苦しみがついてくるものである。中断後に残された遺族らの苦しみもまた、非常に大きなものでありうる。狭義の反出生主義のもとでは、しばしば、これらのことにも配慮したうえで新たな人間を生み出すべきではないと述べられているのであり、それゆえ、さきほど見た批判はやりの外れなものである。

四 ここから何が言えるのか

本稿の残りの節においては、狭義の反出生主義をふまえて、人間という生物の在り方を改めて捉えなおしてみたい。とりわけ、意図的に子どもを作り出すという営みとの関連のもとで。

私はまず、反出生主義の第二の論脈において、新たな子どもを作り出すことに倫理的な悪の側面があることを認める。賭けの問題を考えると、意図的に子どもを作り出すことが無垢であるとは言いがたい。しかし、このことを認めると同時に、次のこともまた認めるべきだろう。第一に、その倫理的な悪は、新たな子どもを作り出すことの多様な側面の一つであり、何らかの倫理的な善とも共存しうるものである。第二に、倫理的な悪をなすのをひたすらに避けることは、ほとんどすべての人間にとって、行動選択の最優先の指針ではない。とりわけ、自分の行為が他者に危害を与えてしまう可能性をすべてつぶして生きていくことは不可能であり、この点に関する倫理的な悪はだれもが部分

的に背負っているものだ。

それゆえ私は、賭けの問題をふまえてもなお、新たな子どもを作り出すことを一般化して批判することはできない（そこまで潔癖な倫理的見地に自分を立たせることができない）。多くの人々が人生の岐路で向き合わざるをえないのは、倫理的な善も含みうる他の何かを実現するために、どれだけの罪、どれだけの倫理的な悪を自分が背負うか、という選択である。新たな子どもを作り出すことに倫理的な悪が含まれているとしても、その悪を背負って生きていくか、あるいは避けて生きていくかは、しばしば個々人に委ねられている。そして、その罪を背負って生きていくことは、実践的にはもっぱら、養育の責務を果たすこととして体现されるだろう。

とはいえ、新たな子どもを作り出すことにはある特殊な側面があり、いま述べた私見はその側面を無視したものであると考える人々もいるだろう。その側面とは、新たな子どもを生み出すことが、たんに他者に福利的な悪をもたらしかねない（危害を与えかねない）行為であるだけでなく、むしろ、福利的な悪を所有しうる他者そのものを存在させ

てしまう行為である、というものだ。つまり、親たちの一方的な意図のもとで——まだ生まれていない子どもの意図は不在なので——福利的な悪を所有しようする主体（新たな子ども）を作り出してしまう点に、出生の特異性を見出すわけである。ここにあるのはロングフル・ライフ訴訟⁽⁶⁾などで語られる「同意の不在」の一形態であるが、いまは、ロングフル（wrongful）な、つまり福利的な悪に満ちた人生に話を限るべきではなく、人間の出生一般において、当人の同意なくある主体を存在させてしまうことの特異な「加害性」に目を向けるべきだ。

ここで私は、本稿の冒頭で述べた次の論点に立ち戻りたい。意図的に子どもを作り出すこと、その意味で行為として、子どもを作り出すこと——、地球上の生物のなかでこの実践を積み重ねてきたのはおそらく人間だけであり、それゆえ人間の生殖は、生物全体から見えて異様である。そして反出生主義の問題とは、新たな子どもを行為として作り出すことに基づく問題であり、言い換えれば、新たな子どもを作り出すことを行為の一つにさせられてしまった人間たちに特有の「罪」をめぐる問題である。次節ではこの論点

を、『創世記』の私的な解釈を通じてさらに掘り下げてみることにしたい。

五 知恵の実は何をもたらしたか

『創世記』の失樂園の挿話は、私にとって長いあいだ特別な意味をもっていなかった。しかし、前節で見た議論と、アウグステイヌスの『神の国』での議論とが一種の化学反応を起こしたことによって、この挿話は私にとっても意義深いものとなった。

善と悪を知る樹の実——、すなわち知恵の実を食べたアダムとエバ（イブ）はなぜ樂園から追放されたのか。その直接の理由はもちろん、その実を食べることを彼らが神から禁じられていたからである。そして、彼らが知恵の実を食べると、「たちまち二人の眼が開かれて、自分たちが裸であることが分かり、無花果樹^{いちじく}の葉を綴り合わせて、前垂を作った」（旧約聖書 創世記、関根正雄訳、岩波文庫、一五頁）。アウグステイヌスは、「眼が開かれた」との表現について次の読解を与えている。「これは、かれらがものを

見るようになるためではない（なぜなら、かれらはすでにそれ以前に見ていたのだから）。かれらが喪失した善とかれらがそれによって転落したところの悪とを識別するためになるためである」（『神の国（三）』、服部英次郎訳、岩波文庫、三三〇頁）。

アダムとエバによる神へのこの不従順を、アウグスティヌスは人間たちの性と生殖とに結び付けていく（『神の国』第一四巻）。いわく、人体のなかで生殖器が意志によっては動かされず、欲情によって動かされ、人間の意志に逆らうこともあるのは、神への不従順の罪に対する肉の不従順の罰であるとされる。この罰によってこそ、眼が開かれたのちのアダムとエバは自分たちの身体に不従順部分が現れたことを恥じ、それを隠すために前垂を作った。同じことを言い換えるなら、知恵の実を食べるという罪を犯すまでは身体の他の諸部分と同様、生殖器もまた人間の意志に仕えていたということだ。「そのときには、この仕事のためにつくられた道具は、いまわたしたちが手によって種子を地に蒔くような気持で、「産出の耕地」に種子を蒔いたことであろうし、また、このようなことについて詳しく論じ

ように思っているわたしたちにたいして羞恥心が抵抗したり、貞淑な耳をもつ人びとにむかってわたしたちが弁解がましく説明しながらその人びとの好意に訴えたりしなければならぬいかなる理由もなかったことであろう」（『神の国（三）』、服部英次郎訳、岩波文庫、三四八頁）。

私は以上の見解を、たんに馬鹿げたものであるとは見なさない。ただし、アウグスティヌス本人はけっして認めないであろう次の読み替えのもとで――。善と悪とを知る以前の人間は、裸や性交を恥じなかったであろう。そして彼らの生殖器は不従順には動かなかったであろう。しかしそれは、恥ずべきところのない「種子を蒔く」ことの意志が全身を支配していたからではなく、むしろ、その意志が存在しなかったからだ。すなわち、私の表現で述べるなら、新たな子どもを作り出すことが意図的な行為ではなかったからだ。本能のままに、あるいは機械論的な仕組みのもとに性交を行なうとき、意志への不従順に由来する羞恥はない。そして、肉の動きに対する意志の抵抗もありえない。

眼を開かれた二人の人間が知ったのは、不従順な動きの出現ではなく、以前からあったその動きに与えられた不従

順という新たな意味だ。その意味は、生殖器が性交のための器官であるだけでなく、新たな子どもを作り出すための器官でもあると知ったことによってもたらされる。つまり知恵の実は、意図的に子どもを作り出すための知恵を人間にもたらし、このことによって人間は神の領域に足を踏み入れたがゆえに——神こそは意図的に人間を作り出した最初の者である——楽園を追われることになる。

楽園追放後にまず起きたことは、アダムが彼の妻エバを「知り」、エバが身ごもってカインを生むことだ。その際にエバは、神によつて一人の男子を得たと述べている。そしてよく知られている通り、何某が何某を生んだという系図が、その後、『創世記』には繰り返して現れる。楽園追放後の『創世記』は、人間たちが意図的に子どもを作り出すことの連鎖の物語であり、そして、その意図は神の意図との関係のもとで人間たちに多様な悲劇をもたらす。罪を犯したエバに対して神が伝えた次の言葉は、この観点から読んだとき、新たな意味を帯びてくるはずだ。「わたしは君の苦痛と欲求を大いに増し加える。君は子を生むとき苦しまねばならない」（『旧約聖書 創世記』、関根正雄訳、岩波文

庫、一六頁）。

このことの象徴的な挿話が、サライとハガルとの挿話であろう。アブラムの妻サライにはずっと子どもがでず、サライはそこに神の意図を感じ取る。そしてサライは、自分の侍女であるハガルと関係をもつように夫に伝え、そうすることで自分の子を得ようとする（『創世記』第十六章）。

このことは、身ごもったハガルとサライとのあいだに大きな確執を生むのだが、いまは次の点を挙げるに留めよう。九十歳を過ぎたサライ（サラ）は神によつて突如「胎を開かれ」て、アブラム（アブラハム）の子を生む。こうして、ハガルとサライとのあいだの確執は、ハガルの子孫とサライの子孫とのあいだの確執として引き継がれることになる。新たな子どもを作り出すことを行為にさせられてしまった人間たちの悲劇は、『創世記』のなかに繰り返して現れる。例えば、ヤコブの妻ラケルは、自分の姉でありヤコブのもう一人の妻であるレアにのみ子どもが幾人も生まれることに苦悩し、自分の侍女であるビルハの胎によつて自分の子を得ようとする（『創世記』第三〇章）。あるいは、神に滅ぼされた町から山へと逃れたロトと彼の二人の息女との挿話

をここで挙げることもできるだろう。二人の息女は、もはや自分たちに子をもたらず男はこの地にいないと考え、父親の口を酔いづぶれさせてから彼と^{どうえ}同衾して子どもを得る（『創世記』第十九章）。この種の挿話は『創世記』のなかにも、ほかにも見出すことができる。

墮罪により出生の意図をもたされてしまった人間たちの物語として『創世記』を読むことは可能であり、このとき、意図的な出生の連鎖は、原罪の連鎖の色彩を帯びる。神の意図に抵抗し、自らの意図で人間を作り出すという原罪の。そして、原初的でありながら再現され続けるこの「罪」への罰は、同意なくこの連鎖の世界に誕生させられること、という仕方——そのなかにはこの「罪」を犯さない者も含まれているにもかかわらず——すべての人間にあらかじめ与えられているように見える。もちろん、次節で見るように、ここに罪など何もないと考える人はたくさんいるはずだが。

六 避けるべき罪と背負うべき罪

意図的に子どもを作り出すことが仮に原初的な「罪」だったとしても、これは通常の他者危害の罪——すでに存在する他者に対して害を与えることの罪——とは別の次元の罪である。人口の極端な増大やそれに伴う環境破壊などを抑制するといった外在的な目的ではなく、他者を同意なく存在させてしまうことそれ自体の忌避のために、この原初的な「罪」が人間の法で裁かれることは今後もありそうにない。それゆえ、その「罪」なるものは本物の罪ではありえないと考える人は大勢いるはずだし、この意見を私は否定しない。

だが一方で、賭けの問題の文脈のもとで反出生主義の声を聞くとき、福利的な悪を被りうる他者を同意なく存在させてしまうことへの畏怖を、この原初的な「罪」と重ねて捉えることが誤解であるとも私は思わない。そこにはたしかに重なる部分があり、賭けの問題はこの重なりにおける「罪」を、より実質的な危害性をもった罪へと増幅させる

力をもっている。福利的な悪を被り、他者を存在させてしまうことは、福利的な悪をとりわけ多く被った他者を存在させかねないことであり、意図的かつ一方的にこれが実行されたなら、それは倫理的に無垢でありえない、というように。

冒頭に記したシンポジウムにおいて発表者を務めたとき、狭義の反出生主義について一通りの説明を終えたのち、私はこう書かれたスライドを表示した。「ここから何が言えるのか。そして人間は、実際に、これまで何をしてきたのか」。意図的に子どもを作り出すことが倫理的に無垢でありえないとしても、人間は子どもを作り出し続けてきたし、これからもそうし続けるだろう。では、そのとき、賭けの問題を通して増幅させられた罪はどのような側面をもつことになるのか。

意図的に子どもを作り出すことは、先述した「背負うべき罪」の側面のほかに、「避けるべき罪」の側面と「奇跡」の側面をもっている。それは、ある人にとっては罪を背負ってでも実行したいことであり、ある人にとっては自制すべきことであり、ある人にとっては恩寵である。われ

われは長い実践を通じてこれらの側面を引き受けていくのであり、そうした「引き受け」が綺麗ごとかどうかは適及的にしか定まらない。言い換えるなら、新たな生の肯定や否定は、忍耐を伴う養育や、覚悟を伴う中絶のような実践を後追いつることによってのみ具体的な内実を得ていくのであり、一般化されたその肯定や否定が実践につねに先立つわけではない。

奇跡という表現のおめでたさについてひとこと述べるなら、それを奇跡と呼ぶことで、意図的に子どもを作り出したことが正当化されるなどということは、ありえない。生まれた瞬間に、これは奇跡だ、恩寵だ、親であるわれわれがやったことはこれで正当化されたのだ……と、そんな暢気な話のんきは通らない。とはいえ、そもそも私は正当化のために奇跡という表現を持ち出したのではなく、人々が現にやってきたことの理解の補助線としてそれを持ち出している。そして、新たな子どもを作り出すことには——妊娠から出産までの各段階において——多様なコントロール不可能性があり、かようにコントロールしきれないことを何とか実現させたことのうちに、たしかに奇跡と呼ぶにふさわ

しい側面は存在する。それは皮肉でない意味での、めでたさをやはりもっている。

しかし、この奇跡を実践のなかで肯定的なものとして保持していくには、具体的な内実を補充し続けることが必要になるだろう。そして、それはもっぱら、継続的な養育のなかでこそ可能になるだろう。意図的に子どもを作り出したことがたしかに奇跡であつたとしても、そのいわば単発の奇跡は、日々の慌ただしい子育てのなかで、容易に色褪せ、忘れられていく。それゆえ、子どもを作り出したことを「奇跡として背負い続ける」には、目の前の子どもとの存在があの単発の奇跡に継ぎ足された別の奇跡であることに、ときおり気づかねばならない。この点において、背負うべき罪と奇跡とはけつして相反するものではなく、ある同一の養育実践のなかに共存しうるものであるし、例えば、次の引用における利己性と利他性との共存はその一つの在り方に見える。

私としては、子どもを産み育てることは、こうしたあまりにも狭い倫理的な見方「コントロールできるもの

けを相手にしていれば倫理的に正しくあれするという見方」を問い直す可能性を秘めていると主張したい。実際、自分の子どもをもちたいという親たちの利己的な欲求が子どもの妊娠・出産・養育を通じて、子どもに幸せになつてほしいという利他的な欲求へと向け直されていく点に、子どもを産み育てることに固有な価値の二つがあると考えられる。

（小手川正二郎「反出生主義における現実の難しさからの逸れ」⁽⁷⁾、一八七頁、角括弧内は引用者の補足。）

最後に。実際に子どもを作り出してきた膨大な数の人間たちのうち、意図的に子どもを作り出したことに罪悪感を抱いた人々など、ごくわずかしかなかったのではないか——その意味で本稿後半のような議論は的外れなのではないか——という、予想される問いかけに簡潔に答えておこう。

第一に、これは一般論として言えることだが、これまでどれだけ多くの人が罪悪感を抱いてきたかということは罪の問題において決定的ではない。だからこそ、例えば菜食

主義の広まりによって、以前の肉食の罪に人々がだんだん気づき始めるといったことがありうる。第二に、多くの親たちが意図的に子どもを作り出したことに罪悪感を抱かずに済んでいる（ように見える）のは、「賭けに勝った」親たちの割合がかなりの程度、高かったからである。その勝ち方はほとんどの場合、けつして派手なものではなかったであろうが、それでもそこには生物学的・社会的な幸運の結果がある。

そして第三に、過去の人間たちにとって新たな子どもを作り出すことは、今日の日本でそう見なされているほどには、自由意志に基づく行為ではなかった。それは共同体の常識であつたり、夫婦の義務であつたりした。その意味では、意図的に子どもを作り出すという能力が、それを行使しないという自由も含めて、個々人の自由意志にこれほど強く結びつけられている現況は——少なくとも日本において——歴史的に見て珍しいものだろう。それゆえ、意図的に子どもを作り出すことが仮に原初的な「罪」であつたとしても、ある親がまさに自分の罪としてそれに向き合われる機会が、過去にはずっと少なかったに違いない。

【註】

- (1) 例えば次の論文において「志向的スタンス」が解説されている。Daniel C. Dennett, Mechanism and responsibility. In T. Honderich (ed.), *Essays on Freedom of Action*, Routledge and Kegan Paul, 1973. 「ダニエル・Ｃ・デネット「機械論と責任」」小草泰訳、青山拓央・柏端達也監修『自由意志 スキナー／デネット／リベット』所収、岩波書店、二〇一〇年]
- (2) 青山拓央「意図的に子どもを作り出せる生物としての人間——TNR、反出生主義、『消滅世界』」、『総人・人環フォーラム』39号。<<http://hdl.handle.net/2433/263221>>
- (3) 図中の〈A〉〈B〉〈W〉の表記はそれぞれ、反出生主義 (Antinatalism) 、ベネター (Benatar) 、ロングフル・ライフ (Wrongful life) に由来する。
- (4) 非対称性に基づく議論は、次著の第二章において展開されている。David Benatar, *Better Never to Have Been: The Harm of Coming into Existence*, Oxford University Press, 2006. 「デイヴィッド・ベネター『生まれてこないほうが良かった——存在してしまうことの害悪』」小島和男・田村宣義訳、すずさわ書店、二〇一七年]
- (5) 例えば、『現代思想』四七巻一四号の特集「反出生主義を考える」への多くの寄稿や、そこで紹介された諸文献のなかで、非対称性に基づく議論への多様な批判がなされている。
- (6) ロングフル・ライフ訴訟については、例えば次著が参考になる。加藤秀一『〈個〉からはじめる生命論』、NHK出版、二〇〇七年。
- (7) 同論の書誌情報は次の通り。小手川正二郎「反出生主義における現実の難しさからの逸れ——反出生主義の三つの症候」、『現代思想』四七巻一四号所収、青土社、二〇一九年。